

令和 5 年 2 月 6 日

理事・監事選挙告示

一般社団法人 島根県理学療法士会
選挙管理委員会 委員長 森脇拓郎

一般社団法人島根県理学療法士会定款 20 条および選挙管理規定の定めるところにより、理事・監事選挙を行います。

1. 選挙すべき職と定数

理事 9 名以上～15 名以内

監事 2 名

2. 選挙方法

定款に従い、令和 5 年 2 月 9 日時点の島根県理学療法士会に登録されている会員によって選挙を行います。

3. 立候補可能な会員、投票可能な会員

令和 5 年 2 月 9 日時点の島根県理学療法士会に登録されている会員が立候補可能です。投票も同様に令和 5 年 2 月 9 日時点の島根県理学療法士会に登録されている会員が投票可能です。

4. 立候補受付期間

- 1) 立候補受付は Web のみとし、受付期間は令和 5 年 2 月 16 日（木）正午より令和 5 年 3 月 17 日（金）正午までとします。
- 2) 立候補受付期間中は内容の修正、変更が可能です。立候補受付期間以後の届出は一切受け付けません。また、所定の様式を満たしていない場合の届出は無効とします。
- 3) 立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を行い、立候補届を受理します。書類に不備がある場合は受理できない場合があります。

5. 立候補届等の様式

- 1) 日本理学療法士協会の HP よりマイページにログインし選挙サイトへ移動後、一般社団法人島根県理学療法士会選挙にアクセスしてください。
- 2) 立候補にあたっては、選挙サイトアクセス後、氏名、会員番号、所属、趣旨、役員歴等、指定された箇所に入力してください。

3) 立候補の趣旨、役員歴は全角のみで1000字以内とします。

6. Webによる投票（パソコン、スマートフォン）

日本理学療法士協会のHPよりマイページにログインし選挙サイトへ移動後、一般社団法人島根県理学療法士会選挙にアクセスして投票してください。

7. 投票期間

令和5年5月1日（月）正午～令和5年5月14日（日）正午

8. 選挙結果の公表

結果確定後、速やかに公表する。

9. 異議申し立て期間

異議申し立ての期間は令和5年5月18日（木）正午までで、申し立ては電子メールによるものとし、申し立て先は選挙管理委員長とします。

Mail：senkyo.pt.shimane05★gmail.com ※★を@に変えてください。

10. 問い合わせ、その他

島根県理学療法士会選挙管理委員会

TEL：0853-72-8708 斐川生協病院 訪問リハビリテーション

Mail：senkyo.pt.shimane05★gmail.com ※★を@に変えてください。

本選挙は株式会社エム・イー・シーが提供する選挙管理システム i-Vote を使用しています。